

新潟市新津地区市民会館条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年10月 3日

新潟市長

中原八一

新潟市規則第40号

新潟市新津地区市民会館条例施行規則を廃止する規則

新潟市新津地区市民会館条例施行規則（平成17年新潟市規則第49号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。